

新見市教育大綱

～ ふるさとを愛し、未来を拓く、たくましい人づくり ～

平成28年1月

新 見 市

目 次

I	はじめに	1
II	大綱の位置づけ	1
III	教育大綱	2
1	大綱の構成	2
2	基本理念	2
3	基本方針	2

参考資料

1	関係法令条文(抜粋)	3
---	------------	---

I はじめに

地域を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、国際化、情報化など急激に変化しており、人々の意識や価値観は多様化し、社会生活を営む上で様々な課題が生じています。特に、急速に進む過疎化と少子化の影響による人口減少は、本市のみならず全国的な問題となっており、従来の仕組みや考え方では対応しきれない時代が到来しております。

そのため、本市では、「第2次新見市総合振興計画」で、「人と自然が奏でる安全・快適・情報文化都市」を将来都市像とし、その様々な施策の中において人口減少対策を最重要課題と位置づけるとともに、「新見市創生総合戦略」を策定し、総合的かつ横断的な取組を推進することとしております。

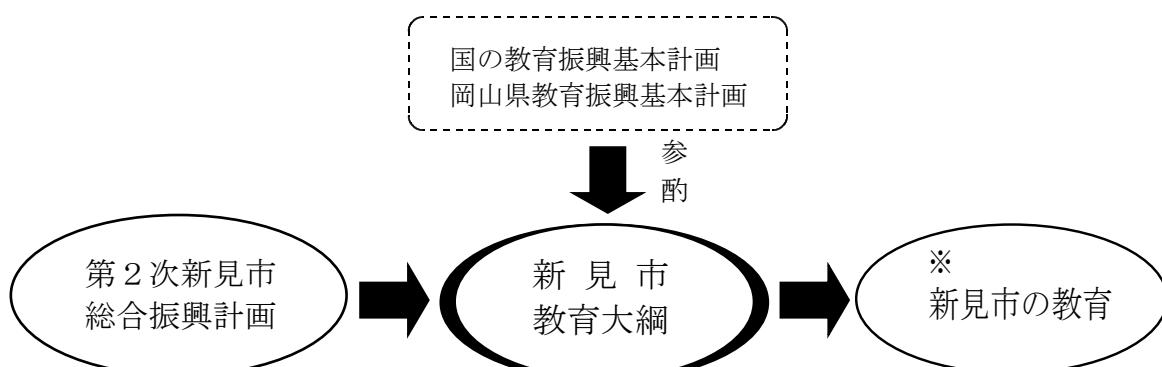
その将来都市像を確実に実現するためには、まちを支える力強い意欲と実践力をそなえた人材の育成が不可欠であり、教育の果たす役割はますます重要となってきております。

そこで、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の体系である、「新見市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定め、今後本市が推進する教育施策の方針を明確にするものです。

II 大綱の位置づけ

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、国が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

本市においては、第2次新見市総合振興計画の基本目標を踏まえ、国の教育振興基本計画及び岡山県教育振興基本計画を参照し、本市の大綱として定めることとします。



※「新見市の教育」は、新見市の教育施策の重点目標を掲げた教育基本計画です。

III 教育大綱

1 大綱の構成

大綱は「基本理念」と「基本方針」によって構成します。未来のまちを支えるのは「ひと」であることから、本市において求められる人材像を基本理念として掲げます。また、基本理念の実行に向け、具体的に推進すべき方向性を基本方針として示します。

2 基本理念

～ふるさとを愛し、未来を拓く、たくましい人づくり～

3 基本方針

(1) 「郷土愛」、「生き抜く力」を育む学校教育の推進

「郷土を愛する心」、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を柱とし、子ども一人ひとりを大切にした教育を推進します。

このため、基礎・基本の確かな学力の定着を図り、思いやりのある心豊かな人間性や社会性を育むとともに、何事にも積極的に主体性があり、ふるさとを愛し、世界で活躍するたくましい新見っこ（塩から子）の育成に努めます。

また、保護者や地域住民が積極的に参画することにより、学校・家庭・社会が一体となって、地域に根ざした教育をめざします。

(2) 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

人間尊重の精神を基本とし、市民一人ひとりが生涯にわたり、「いつでも、どこでも、だれでも」主体的・自主的な学習活動を通して自己実現が図れるよう、生涯学習を推進します。

また、誰もが潤いと活力に満ちた生活を送ることができるよう、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

参考資料

1 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[平成26年6月20日公布]

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

[平成18年12月22日公布]

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒 718-8501
岡山県新見市新見 310 番地 3
新見市総合教育会議事務局
(新見市総務部企画政策課)
TEL 0867-72-6114 FAX 0867-72-6243